

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十一号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表のロの表の第二号区分の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち別に知事が定めるもの

別表のロの表の第四号区分の項第六号中「もの（）」の下に「第二号区分の項第六号及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。